

# 「中華人民共和国関税法」の解説

2024 年 5 月

## 概要

現在、中国税関は、法律レベルの「税関法」、行政法規レベルの「輸出入関税条例」「原産地条例」等、並びに税関総署が公布した関税徴収管理、商品分類(HSコード)、関税評価、原産地等に関する行政規定及び規範文書に基づき、輸出入貨物の関税を徴収しています。

「立法法」で定められた「租税法定」の原則に基づき、法律レベルで各種税目の設定、税率の決定及び徴税管理等の租税の基本制度を規定する必要があります。「関税法」の起草完了後、2023 年 12 月 29 日より公開意見募集が開始されました。改善を求める意見に基づき修正された二次草案は、2024 年 4 月 26 日に第 14 次全国人民代表大会常務委員会第 9 回会議で審議・可決され、中華人民共和国主席令第 23 号の公布を経て正規の法律となり、2024 年 12 月 1 日からの施行が予定されています。

「関税法」の導入は、対外貿易の発展、制度開放の拡大、高品質な発展を推進するにあたり重要な意義を有するものであり、租税改革の実現における重要な取り組みでもあります。

## 詳細内容

### 「関税法」と現行の関税法規や制度との比較における主な変更点

基本的に、「関税法」は現行の関税制度を踏襲しており、同法施行後においても関税負担の水準は変わりません。また、「関税法」は、法律へと引き上げられた後の税目、税率の調整権限、新規業態及び貿易モデルにおける納税義務を明確に規定しているほか、国際的な高水準の経済・貿易ルールに率先して対応し、関税徴税管理制度を健全化し、税関を国際貿易の発展に適応させ、関税徴税管理における定着した経験を法律にまで引き上げています。さらに、争点となっている不明確な事項及びその他徴税管理規定との整合性に関する規定等も補足、整備されています。「関税法」を現行の徴税管理規定と比較した際の主な変更点は下表の通りです。

1. 税目、税率の調整権限及びプロセスの規範化・明確化 —— 全国人民代表大会常務委員会、國務院、國務院関税税則委員会

項目	「関税法」規定	「輸出入関税条例」規定
中華人民共和国が世界貿易機関(WTO)加盟議定書で承諾した最恵国税率、関税割当税率及び輸出税率の調整	中華人民共和国國務院(以下、「國務院」)関税税則委員会が建議し、國務院の審査後に全国人民代表大会常務委員会の決定を仰ぐ。	國務院関税税則委員会は「税則」の税目、税則番号及び税率の調整及び解釈に責任を負い、國務院の承認を得た上で執行する。
中華人民共和国が世界貿易機関(WTO)加盟議定書で承諾した範囲の最恵国待遇、関税割当税率及び輸出税率の調整、特惠税率の適用国・地域、貨物の範囲及び税率の調整、または一般税率の調整	國務院が決定し、全国人民代表大会常務委員会に届出を行う。	國務院関税税則委員会が、関税割当税率を決定する。
特殊な状況下における最恵国税率の適用	國務院が決定し、全国人民代表大会常務委員会に届出を行う。	國務院関税税則委員会が決定する。
協定税率	関連する国際条約、協定の承認または批准手続の完了後、國務院関税税則委員会が実施を手配する。	具体的な調整権限に関する規定はない。
暫定税率の対象となる貨物の範囲、税率及び期限	國務院関税税則委員会が決定する。	
関税税目の調整に関する税率の技術的コンバージェンス	國務院関税税則委員会が建議し、國務院の承認を得た上で執行する。	
アンチダンピング・補助金関税、セーフガード関税	國務院関税税則委員会が決定する。	國務院関税税則委員会が決定する。
報復性関税	國務院関税税則委員会が建議し、國務院の承認を得た上で執行する。	

2. 新規業態及び貿易モデルにおける納税義務及び責任の明確化 —— 源泉徴収義務者及び罰則

源泉徴収義務者	罰則
越境 EC の小売輸入に従事する EC プラットフォーム事業者、物流企業及び通関企業、並びに法律、行政法規により関税の源泉徴収、代理徴収納付義務を負うと規定された法人及び個人が、関税の源泉徴収義務者となる。	源泉徴収義務者が税金を源泉徴収すべきであるにもかかわらず源泉徴収しなかった場合、税関は納税者に対し税金を追徴し、源泉徴収義務者には源泉徴収すべきにもかかわらず徴収しなかった税金の 0.5 倍以上 3 倍以下の過料を科す。

3. 近代化された関税徴税制度の構築 —— 税関の定着した経験及び手法に対する法的根拠の提供

税関の成熟経験及び手法	「関税法」規定
全国通関の一体化	輸出入貨物の納税者、源泉徴収義務者は、規定に従い税関を選択のうえで納税申告を実施することができる。
二段階申告	関税徴税管理は、貨物の通関と税額の確定を分離したモデルを実施することができる。
集中的一括徴税	輸出入貨物の納税者、源泉徴収義務者は、申告完了日から 15 日以内に納税しなければならない。税関が規定する条件を満たし、担保を提供する場合、翌月第 5 営業日までに税額を一括納付することができる。

#### 4. 争点の明確化 —— 徴税の優先順位、租税回避防止

争点	「関税法」規定
税関による徴税の優先順位	法律の別段の定めがない限り、税関が徴税する税金は無担保債権に優先する。納税者が納税者の財産に抵当権または質権を設定する前に未納が発生している場合、抵当権、質権に優先して徴税が執行される。
租税回避による納税額減少への対策	納税者が税金を滞納すると同時に、行政機関から罰金処分、違法所得の没収が科され、同時に支払うには資金が不足する場合、徴税が優先される。 本法第 2 章、第 3 章の関連規定を回避する、合理的な商業目的を有さずに納税額を減少させる行為について、関税調整等の租税回避防止措置を採用することができる。

#### 5. その他徴税管理法規との整合性 —— 関税の還付、追徴期限

「徴税管理法」規定	「税関法」規定	「関税法」規定
納税者があるべき納税額を超えて納付した税金は、税務局が発見次第直ちに返還しなければならない。納税者が納税決済日から 3 年以内に発見した場合、納税者は税務局に対し、過大に納付した税金に銀行の同期間における預金利息を加算した金額の還付を要求できる。	税関が過大徴収した税金について、税関は発見後速やかに返還しなければならない。納税義務者が納税日から 1 年以内に発見した場合、税関に還付を要求することができる。	税関が税金の過大徴収を発見した場合、還付手続を進めるよう納税者に速やかに通知しなければならない。
納税者または源泉徴収義務者が税務局の責任により税金の未納または過少納付が発生した場合、税務局は 3 年以内に納税者、源泉徴収義務者に税金の追納を要求することができる。但し、延滞金を追徴してはならない。	輸出入貨物、越境貨物の通関後、税関は税金の過少徴収または徴税漏れを発見した場合、納税日または貨物、物品の通関日より 1 年以内に納税者に追徴しなければならない。納税義務者が規定に違反することで生じた過少納付または納税漏れについて、税関は 3 年以内に追徴することができる。	納税者が過大納付を発見した場合、納税日から 3 年以内に、税関に過大納付した税金の還付を書面にて申請できる。
納税者、源泉徴収義務者の計算誤り等の過失により税金の未納または過少納付が発生した場合、税務局は 3 年以内に税金、延滞金を追徴することができる。特殊な状況下である場合、追徴期間は 5 年に延長することができる。		納税者、源泉徴収義務者による納税または貨物通関日から 3 年間、税関は納税者、源泉徴収義務者の納税額を確認する権利を有する。
脱税、納税拒否、税務詐欺の場合、税務局は未納または過小納付となった税金、延滞金、不正に得た税金について、前項にて規定する期限の制限を受けない。		税関の確認した納税額が、納税者、源泉徴収義務者の申告税額と一致しない場合、税関は納税者、源泉徴収義務者に税額確認書を発行しなければならない。納税者、源泉徴収義務者は、税額確認書に記載された納税額に基づき、税関の規定する期間内に税金を追納、または還付手続を行わなければならない。
		納税者、源泉徴収義務の規定違反により税金の過少納付または納税漏れが生じた場合、税関は納税日または貨物通関日から 3 年以内に税金を追徴し、納税日または貨物通関日から日割りで過少納税額または納税漏れとなった金額の 0.05% の延滞金を追徴できる。
		密輸の場合、税関は税額、滞納金の追徴について前項にて定める期限の制限は受けず、納税額を査定する権限を有する。

## PwC の見解及び提案

「関税法」は、税関と国際貿易分野における重要な立法の一つであり、法律レベルで関税徴収管理に関する事案について詳細に規定するだけでなく、現行の関税制度、税負担を維持するとともに、貿易円滑化のために税関が採用した新たな徴税管理モデルを法律で定め、輸出入企業に輸入品の納税においてより大きな確実性をもたらします。「関税法」に対する見解は以下の通りです。

### 1. 関税の徴収及び納付に関する表現の中立化

「関税法」及び「輸出入関税条例」と比較すると、「関税法」では税金の徴収及び納付に関する条文において税関検査、審査に関する表現が和らげられています。これは、現在の輸出入貨物の「自主申告、自主納付」の納税モデルに対する管理理念に沿ったものであり、また納税者の申告に対してもより高度な要求を打ち出しています。

### 2. 将来的な徴税改革への大きな期待

「関税法」では、「対外貿易の促進、高水準な対外開放の推進、質の高い発展の促進」等の立法目的を明確に規定しており、また、その条文において税関の徴税管理における新たなモデルを考慮しています。従い、このような立法実務は、今後、税関及び関連部門がより多くの国際貿易における新たなモデル及び業態に適応するための徴税管理制度のさらなる改革・革新を奨励及び促進するものになると考えます。

### 3. 法規改正及びアップデートへの継続的な注視

「関税法」の正式施行前、上位法との衝突回避及び「関税法」の一部原則的規定に対する実施細則の制定のため、国務院の関連行政法規及び税関の部門規定において、集中的な改正が予想されます。また、「関税法」の承認及び公布は、「関税法」の改正作業もまた新たな段階に進むことを意味します。「価格査定弁法」等の関連法律法規の改正についても、引き続き注視する必要があります。

2024年12月1日の「関税法」施行にあたり、輸出入企業においては、自社の輸出入業務及び納税が「関税法」及びその関連法規の要件を満たしていることを確認し、税務リスクを管理する必要があります。この点に対する見解は以下の通りです。

### 1. 企業内部で申告、納税プロセス及び税務に係る要素の正確性に対する自主検査を積極的に実施

「関税法」の具体的な法律規定が公表されており、企業におかれては、現在の輸出入業務の申告及び納税プロセスが法律上の要件を満たしているか、または最適化・改善が必要か否かを整理した上で、輸出入貨物の商品分類、価格、原産地等の税務に係る要素が含まれる申告の正確性について、自主検査及び税務リスクの評価を実施することが推奨されます。

### 2. 自主開示、事前裁定を通じた税務リスクの管理及びより高度な税務確定性の獲得

自主検査で見えられた税務上の問題については、自主的な開示により税関に報告し、延滞金及び行政処罰の免除を求めることを推奨します。商品分類、価格、原産国等についての税務に係る要素に複雑で技術的な問題がある場合、事前裁定を税関に申請することで税務の確定性を確保し、将来における潜在的な税務リスクを低減することが可能です。また、現在税関と協議中の具体的な税務上の問題については、追納期限が3年に延長されることによる財務上の影響を考慮することを推奨します。

### 3. 法規の更新に注視し、税関とのコミュニケーションを強化

「関税法」の施行までに、国務院及び税関は、税関関連の法規の大幅な改正及び更新を実施することが予想されることから、輸出入企業におかれては法規の更新を注視するとともに、更新された法規に基づき自社の内部統制及びコンプライアンス体制を適時に調整することを推奨します。また、税関が法規を更新する際には、過去に企業との間で重大な争議の対象となった規定の改正や明確化が実施される見込みであることから、企業におかれては税関とのコミュニケーションを強化し、規定の更新及び改正について提案を行うことが推奨されます。

---

## PwC プロフェッショナルサービス

---

関税申告及び納税業務について、PwC では以下の面から企業を支援します。

- 企業による輸出入業務及び内部統制プロセスの整理及び整備
- 企業によるコンプライアンス審査及び潜在リスクの検出
- 企業による商品分類、価格、原産地等の技術的に判断が難しい問題に対する支援
- 企業、税関との間で存在する税務に係る要素の争議について、技術的なサポートを提供し、税関とのコミュニケーションを支援
- 企業による税関申請に際しての税務に係る要素における事前裁定
- 企業による税務上の問題における税関への主体的な開示、技術的及びプロセスに関する提案
- 企業による税関とのコミュニケーションを支援し、細分化及び整備された税金追納に関する規定の合理的な提案

---

## お問い合わせ

---

**PwC の WMS チーム**は、税関と国際貿易分野において豊富な実践経験を有しております。より多くの情報をお求めになれる場合は、下記までご連絡ください。

聶清 (Asta Nie)  
PwC 中国 WMS 部中国内地及び香港地区パートナー  
TEL: +86 (21) 2323 2269  
MAIL: asta.nie@cn.pwc.com

潘南山 (Nathan Pan)  
PwC 中国 WMS 部華北地区パートナー  
TEL: +86 (10) 6533 3730  
MAIL: nathan.pan@cn.pwc.com

葛志偉 (Geogy Ge)  
PwC 中国 WMS 部華中地区パートナー  
TEL: +86 (21) 2323 8089  
MAIL: geogy.z.ge@cn.pwc.com

鳥居保希  
PwC 中国日本企業部  
TEL: +86 (21) 2323 8981  
MAIL: yasuki.y.torii@cn.pwc.com

韓滢 (Helen Han)  
PwC 中国 WMS 部華北地区パートナー  
TEL: +86 (10) 6533 2811  
MAIL: helen.y.han@cn.pwc.com

吳剛 (Ryan Wu)  
PwC 中国 WMS 部華南及び香港地区パートナー  
TEL: +86 (755) 8261 8891  
MAIL: ryan.ga.wu@cn.pwc.com

張承淙 (Michael Zhang)  
PwC 中国 WMS 部日系企業業務担当シニア・マネージャー  
TEL: +86 (21) 2323 1544  
MAIL: michael.cc.zhang@cn.pwc.com

## PwC の WMS 実務

中国における税関及び国際貿易は複雑であるものの、適切なソリューションを持ち合わせていれば、それを簡潔化することができます。綿密な計画、周到なフレームワークを備えたソリューションにより、コストを削減し、高度なコンプライアンス遵守を確保するとともに、調査過程における想定外の事象を減少させることが可能となります。PwC のプロフェッショナルスタッフは、中国本土及び香港特別行政区・マカオ特別行政区・台湾地区の税関及び国際貿易面で豊富な実践経験を有しており、貨物の輸出入に関する意見及びサービスを提供し、価値の創造、コンプライアンスの確保及びリスク管理を実現します。

PwC の国際貿易サービス(WMS)部は、世界各地の税関及び国際貿易のコンサルティング事業向けにコンサルティングサービスを専門的に提供しており、1992 年にアジア地域に進出して以来、各主要拠点にてプロフェッショナル人材を擁し、地域ごとに総合性の極めて高いチームへと発展を遂げました。PwC のチームは、元政府高官、税関職員、国際貿易弁護士、並びに物流、税関及び国際貿易等の専門領域で豊富な業務経験を有する専門家等、アジア地域で多様な経験・背景を持つ現地スタッフ及び外国籍スタッフで構成されています。

日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

[www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© 2024 PwC。普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。

# 中国海关与国际贸易分享——解读 《中华人民共和国关税法》

二零二四年五月

## 摘要

当前，中国海关对进出口货物征收关税的依据主要包括法律层面的《海关法》，行政法规层面的《关税条例》《原产地条例》等，以及海关总署发布的关于关税征收管理、商品归类、估价、原产地等方面的行政规章和规范性文件。

根据《立法法》确立的“税收法定”原则，需要在法律层面对税种的设立、税率的确定和税收征收管理等税收基本制度进行规定。《关税法》在起草完毕后，于2023年12月29日开始面向社会公开征求意见。根据社会各界提出完善意见修改的二审稿在2024年4月26日经十四届全国人大常委会第九次会议审议通过，并经中华人民共和国主席令第二十三号公布成为正式法律，自2024年12月1日起施行。

《关税法》的出台，对于发展对外贸易、扩大制度型开放、推动高质量发展具有重要意义，同时也是落实税收法定改革任务的一项重要举措。

## 详细内容

### 《关税法》与现行关税法规制度相比的主要变化

总体而言，《关税法》保持了现行关税税制基本稳定，实施后关税税负水平总体不变。同时，《关税法》对于法律层级的提升后税目、税率的调整权限、新业态和贸易模式下的纳税义务做出了明确规定；主动对接国际高标准经贸规则，健全关税征收管理制度，将海关适应国际贸易发展而采取的关税征收管理有关成熟经验做法上升到法律层面；补充完善了一些存在争议的不明事项以及与其他税收征管法规一致性的规定等。《关税法》相对现行关税征管法规的主要变化总结如下：

### 变化 1.规范和明确税目、税率的调整权限和流程 —— 全国人大常委会、国务院、国务院关税税则委员会

项目	《关税法》规定	《关税条例》规定
调整中华人民共和国在加入世界贸易组织议定书中承诺的最惠国税率、关税配额税率和出口税率	国务院关税税则委员会提出建议，经国务院审核后报全国人民代表大会常务委员会决定	关税税则委员会负责《税则》的税目、税则号列和税率的调整 and 解释，报国务院批准后执行
在中华人民共和国加入世界贸易组织议定书中承诺的范围内调整最惠国税率、关税配额税率和出口税率，调整特惠税率适用的国别或者地区、货物范围和税率，或者调整普通税率	国务院决定，报全国人民代表大会常务委员会备案	国务院关税税则委员会决定关税配额税率
特殊情况下最惠国税率的适用	国务院决定，报全国人民代表大会常务委员会备案	国务院关税税则委员会决定
协定税率	完成有关国际条约、协定的核准或者批准程序后，由国务院关税税则委员会组织实施	无具体调整权限条文
暂定税率的货物范围、税率和期限	国务院关税税则委员会决定	
关税税目调整相关的税率的技术性转换	由国务院关税税则委员会提出建议，报国务院批准后执行	国务院关税税则委员会决定
反倾销税、反补贴税、保障措施关税	国务院关税税则委员会决定	
报复性关税	国务院关税税则委员会提出建议，报国务院批准后执行	

### 变化 2.明确新业态和贸易模式下的纳税义务与责任 —— 扣缴义务人及罚则

扣缴义务人	罚则
从事跨境电子商务零售进口的电子商务平台经营者、物流企业和报关企业，以及法律、行政法规规定负有代扣代缴、代收代缴关税税款义务的单位和个人，是关税的扣缴义务人。	扣缴义务人应扣未扣、应收未收税款的，由海关向纳税人追征税款，对扣缴义务人处应扣未扣、应收未收税款百分之五十以上三倍以下的罚款。

### 变化 3.打造现代化的关税征管制度 —— 为海关有关成熟经验和做法提供法律依据

海关成熟经验和做法	《关税法》规定
全国通关一体化	进出口货物的纳税人、扣缴义务人可以按照规定选择海关办理申报纳税。
两步申报	关税征收管理可以实施货物放行与税额确定相分离的模式。
集中汇总征税	进出口货物的纳税人、扣缴义务人应当自完成申报之日起十五日内缴纳税款；符合海关规定条件并提供担保的，可以于次月第五个工作日结束前汇总缴纳税款。

### 变化 4.明确争议问题 —— 税款优先级、反规避

争议问题	《关税法》规定
海关征收税款的优先级	海关征收的税款优先于无担保债权，法律另有规定的除外。纳税人欠缴税款发生在纳税人以其财产设定抵押、质押之前的，税款应当先于抵押权、质权执行。纳税人欠缴税款，同时被行政机关处以罚款、没收违法所得，其财产不足以同时支付的，应当先缴纳税款。
为规避而减少应纳税额	对规避本法第二章、第三章有关规定，不具有合理商业目的而减少应纳税额的行为，国家可以采取调整关税等反规避措施。



## 变化 5. 与其他税收征管法规的一致性 —— 退、补税年限

《税收征收管理法》规定	《海关法》规定	《关税法》规定
纳税人超过应纳税额缴纳的税款，税务机关发现后应当立即退还；纳税人自结算缴纳税款之日起三年内发现的，可以向税务机关要求退还多缴的税款并加算银行同期存款利息。	海关多征的税款，海关发现后应当立即退还；纳税义务人自缴纳税款之日起一年内，可以要求海关退还。	海关发现多征税款的，应当及时通知纳税人办理退还手续。  纳税人发现多缴税款的，可以自缴纳税款之日起三年内，向海关书面申请退还多缴的税款。
因税务机关的责任，致使纳税人、扣缴义务人未缴或者少缴税款的，税务机关在三年内可以要求纳税人、扣缴义务人补缴税款，但是不得加收滞纳金。	进出口货物、进出境物品放行后，海关发现少征或者漏征税款，应当自缴纳税款或者货物、物品放行之日起一年内，向纳税义务人补征。因纳税义务人违反规定而造成的少征或者漏征，海关在三年以内可以追征。	自纳税人、扣缴义务人缴纳税款或者货物放行之日起三年内，海关有权对纳税人、扣缴义务人的应纳税额进行确认。  海关确认的应纳税额与纳税人、扣缴义务人申报的税额不一致的，海关应当向纳税人、扣缴义务人出具税额确认书。纳税人、扣缴义务人应当按照税额确认书载明的应纳税额，在海关规定的期限内补缴税款或者办理退税手续。
因纳税人、扣缴义务人计算错误等失误，未缴或者少缴税款的，税务机关在三年内可以追征税款、滞纳金；有特殊情况的，追征期可以延长到五年。		因纳税人、扣缴义务人违反规定造成少征或者漏征税款的，海关可以自缴纳税款或者货物放行之日起三年内追征税款，并自缴纳税款或者货物放行之日起，按日加收少征或者漏征税款万分之五的滞纳金。
对偷税、抗税、骗税的，税务机关追征其未缴或者少缴的税款、滞纳金或者所骗取的税款，不受前款规定期限的限制。		对走私行为，海关追征税款、滞纳金的，不受前款规定期限的限制，并有权核定应纳税额。

### 普华永道观察及建议

《关税法》是海关与国际贸易领域的一项重要立法，既在法律层面上对关税征收管理的有关事宜做出了详细规定，又维持了现行关税税制、税负，同时还将海关为提高贸易便利化而采用的税收征管新模式以法律形式固定下来，使得进出口企业在进口税收缴纳方面有更大的确定性。普华永道对于《关税法》的观察如下：

- 1. 关税税款征纳表述更为中性。**与《海关法》和《关税条例》相比，《关税法》对税款征收缴纳的条款中弱化了海关审核、审查的表述，这符合当前对进出口货物“自报自缴”纳税模式的管理理念，也对纳税人的申报提出了更高的要求。
- 2. 未来征管革新值得期待。**《关税法》明确规定了立法目的包括“促进对外贸易，推进高水平对外开放，推动高质量发展”等，并且在法律条文中考虑并吸收了海关税收征管的一些新模式。因此，普华永道认为此种立法实践必将鼓励和促进海关及有关部门未来适应更多的国际贸易新模式和新业态而对征管制度进行进一步的改革和创新。
- 3. 近期法规修订和更新需要持续关注。**国务院相关行政法规以及海关的部门规章预计将在《关税法》正式实施前进行集中修订和更新，以便避免与上位法存在冲突和对《关税法》的部分原则性规定制定执行的细则。同时，《关税法》的批准和发布，意味着《海关法》的修订工作也将进入到新的阶段。对《审价办法》等相关法律法规的修订和更新也需要保持持续关注。

《关税法》即将于 2024 年 12 月 1 日起施行，广大进出口企业需要确认自身进出口业务和税款缴纳符合《关税法》以及相关法规、规章的要求，管控涉税风险。为此，普华永道建议：

- 1. 积极开展企业内部申报纳税流程以及涉税要素准确性自查。**《关税法》的具体法律条文已经公布，建议企业比照条文规定梳理当前进出口业务的申报和纳税流程是否符合法律要求或需要优化完善，并对进出口货物商品归类、价格、原产地等涉税要素申报准确性开展自查和涉税风险评估。

2. 通过主动披露、预裁定等途径管控涉税风险和获得更高的纳税确定性。对于自查中发现的涉税问题，建议通过主动披露的方式向海关报告，争取免除滞纳金和行政处罚。对商品归类、价格、原产地等涉税要素存在复杂技术性问题的，可以通过向海关申请相应的预裁定来获得纳税确定性和降低未来潜在涉税风险。同时，对当前正在与海关沟通的具体涉税问题，建议考虑补征税款期限提高至三年的规定对财务影响进行评估。
3. 关注法规更新，加强与海关的交流。预计国务院和海关涉及关税的相关法规会在《关税法》施行前进行大量的修订和更新，因此建议进出口企业保持对法规更新的高度关注，并根据更新的法规及时调整自身内控合规制度。此外，在海关更新规章时，预计会就过去与企业存在较大争议的规定条款一并进行修订或明确，因此建议企业加强与海关的沟通，对规章更新和修订提出建议。

---

## 普华永道专业服务

---

对于关税申报和缴纳工作，普华永道可以从以下方面为企业协助：

- 协助企业梳理和完善进出口业务操作和内控流程；
- 协助企业开展合规性审查，发现潜在风险；
- 协助企业判断商品归类、价格、原产地等技术性疑难；
- 协助企业就与海关存在的涉税要素争议提供技术支持并协助与海关沟通；
- 协助企业向海关申请涉税要素的预裁定；
- 协助企业就涉税问题向海关申请主动披露，并提供专业的技术及程序建议；
- 协助企业与海关交流，提出细化和完善税款征缴相关规定的合理建议。

---

## 联系我们

---

普华永道国际贸易服务团队在海关企业信用管理领域积累了丰富的实践经验，如需更多了解更多信息，请联系：

聂清 (Asta Nie)

普华永道中国国际贸易服务部合伙人

电话：+86 (21) 2323 2269

邮件：asta.nie@cn.pwc.com

韩滢 (Helen Han)

普华永道中国国际贸易服务部华北地区合伙人

电话：+86 (10) 6533 2811

邮件：helen.y.han@cn.pwc.com

潘南山 (Nathan Pan)

普华永道中国国际贸易服务部合伙人

华北地区

电话：+86 (10) 6533 3730

邮件：nathan.pan@cn.pwc.com

吴刚 (Ryan Wu)

普华永道中国国际贸易服务部中国华南及香港地区合伙人

电话：+86 (755) 8261 8891

邮件：ryan.ga.wu@cn.pwc.com

葛志伟 (Geogy Ge)

普华永道中国国际贸易服务部华中地区合伙人

电话：+86 (21) 2323 8089

邮件：geogy.z.ge@cn.pwc.com

张承宗 (Michael Zhang)

普华永道中国国际贸易服务部高级经理（日企业务）

电话：+86 (21) 2323 1544

邮件：michael.cc.zhang@cn.pwc.com

## 普华永道海关和国际贸易实线

在中国，海关和国际贸易虽然复杂，但拥有正确的解决方案却可以化繁为简。一个计划充分，结构严谨的解决方案可以节省成本，确保高度合规，并可以减少在稽查过程中不必要的意外。普华永道的专业人员在大中国地区海关和国际贸易方面的实践经验可以提供与货物进出口有关的意见和服务来创造价值，确保合规和管理风险。

国际贸易服务部(WMS)是普华永道专门服务于全球海关和国际贸易咨询业务的团队。自 1992 年进入亚洲以来已发展成为区域性、综合性极强的团队，在各个主要办公地点都拥有全职专业人才。我们的团队由亚洲地区本地居民和具有不同背景的外籍人士组成，包括前政府高级官员、海关官员、国际贸易律师、会计师，以及在物流、海关和国际贸易等专业领域具有丰富工作经历的专家。

[www.pwccn.com](http://www.pwccn.com)

© 2024 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。